

平成28年度 第1回対馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年 4月27日(水) 午前10時30分から午前11時30分

2. 開催場所 峰地区公民館 2階 講堂

3. 出席委員 (24人)

1番 太田吉雄	3番 桐谷善明	4番 小島喜介
5番 畑島孝吉	6番 庄司幹雄	8番 初村重政
9番 岡村高史	10番 松村英二	11番 吉野敏
12番 阿比留なみ恵	13番 佐伯武久	14番 佐伯理
15番 永留縫子	16番 兵頭榮	17番 御手洗輝美
18番 糸瀬安則	19番 小宮貞司	21番 神宮教子
22番 須川久己	23番 縫田和己	24番 上野秀一
25番 高松武人	26番 春田新一	27番 中村國安

4. 欠席委員 (3人)

2番 鬼橋孝幸	7番 長瀬 円	20番 小宮正至
---------	---------	----------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明書交付願いについて

議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定等について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

春日亀 剛 一

農業委員会事務局参事兼課長補佐

庄司 克 啓

7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成28年度第1回対馬市農業委員会総会を開会いたします。
現在の委員定数は27名、本日の出席者は24名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、19番の小宮貞司委員、6番の庄司幹雄委員にお願いいたします。
議事日程第2、会期についておはかりします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、本日、1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」でございます。

番号1は上対馬町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の畑1筆を交換するものであります、経営面積は13,261平米でございます。

番号2も上対馬町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の畑1筆を売買するものであります。経営面積は13,261平米でございます。

なお、番号1で交換となっておりますが、交換は畑と山林との交換となっております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

（24番委員挙手）

24番 上野秀一委員

ただ今、提案されました、番号1並びに2の説明をさせていただきます。4月19日、午前9時より現場立会をさせていただきました、事務局の庄司課長補佐、上対馬行政センター振興課の糸瀬さん、〇〇さん私と4名で現場立会をさせていただきました、〇〇さんの家屋敷の裏から横にかけて、〇〇さんの所有林になっておまして、〇〇さんとしては数十年来、自分の屋敷続きにしたいという思いがあったそうでございます、今回思い切ってお願ひされたところ、快く交換に応じてくださったそうでございます、〇〇さんも立会の場で、人が喜ばれることであれば、してさしあげれば良いではないですかという、気持ちよい言葉をいただきました。

番号2につきまして説明させていただきます、〇〇さんは勤めながら、休日に畑仕事をされているようですが、なかなか思うように仕事が出来かねないのが、実情のようでございます。一時はアスパラのハウスを2棟設置されて、栽培をされていたようでございますが、今は草ぼうぼうで、手入れが行き届いてないのが現状のようでございます。

今回の申請地は、この10年来、耕作放棄地となっております、機会があれば誰かに譲りたいという思いがあったようでございます、この度、〇〇さんとの話し合いがまとまり、申請のはこびとなったとのことでございます。

〇〇さんも精力的に農業に精を、出しておまして、現在、柚の木を20アールほど、ほかにいろいろな果樹を栽培されており、今回も果樹の植栽を計画されているようでございます。

番号1と2は続きの畑地となっております、何ら問題ないと思われまますので、どうかよろしくご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等がございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

8番 糸瀬安則委員

地元委員さんにお尋ねしたいのですが、大変、1番につきましてはいいことだと思います、問題はないわけですが、2番についても問題ございませんが、ただ、これだけの、〇〇さんは耕地面積をもってあるわけですが、現在、この面積は何を作っているのか伺います。

(24番委員挙手)

24番 上野秀一委員

実際、耕作しているところを見たわけではございませんけれども、国道382号線沿いに果樹が植栽されてあります、他にどういう作物を作っておられるかは、よくまだ私も承知していませんが、将来的には果樹を植栽して、年がいても栽培が出来るように考えておられるように思われます。

(18番委員挙手)

8番 糸瀬安則委員

事務局にお尋ねします、地元委員さんが申されましたが、果樹とかを栽培されておられると思いますが、〇〇さんも高齢になっておられると思います、昨年、遊休農地実態調査をされたと思いますが、その段階のときに、これだけの面積に何が植わっているのか、把握してあれば、お聞かせをお願いしたいと思います。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

申請書の方にも書いてありますが、サツマイモ、里芋、ジャガイモ等の栽培をされております、それと他に先ほど上野委員さんからも説明がありましたが、柚、柿などを栽培されており、また、佐護の方にも田をもっておられまして、おそらく貸しておられると思いますが、米を栽培されております。

議 長

よろしいですか、他にありませんか。

(5番委員挙手)

5番 畑島孝吉委員

局長さんにお伺いしますが、交換の説明が分からなかったんですが、もう一度説明をお願いします。

(事務局長挙手)

事務局長

〇〇さんから〇〇さんに畑を移し、〇〇さんから〇〇さんに山林をとのことで、交換としております。

議 長

よろしいですか、他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、議案第1号につきまして、賛否を問います、本案件に、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。賛成多数でございます。本案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。今回は1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の2ページをお開き願います、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」でございます。

太陽光発電施設目的の転用でございます、譲渡し人は峰町〇〇の〇〇さんと熊本市〇〇の〇〇さんで、〇〇さんは田3筆。〇〇さんは、田3筆、畑1筆で、現況はいずれも原野でございます。

譲受人は、北海道帯広市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんでございます。また位置図、配置図等は3から9ページに添付していますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

なお、この案件は平成27年度第9回総会の議案31号の番号2、3と同じ場所でございます。再提案の理由については、庄司課長補佐の方から説明致します。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

それでは私の方から、再審議の願ひと、その経緯についてご説明させていただきます。

本件の申請地は、平成18年に指定された対馬農業振興地域整備計画における農用地区域でございまして、平成27年に実施した同計画の全体見直しにおいて、農用地区域からの除外対象地でございます、県との事前協議が終了しましたので、申請を受け付けまして、平成27年度第9回総会において審議いただき、許可相当として長崎県知事に進達したところです。

当初、4月末の告示をもって計画の見直しが終了する見込みでございましたが、計画の縦覧とか異議申立期間終了後の県の最終認可が5月にずれ込むことになりまして、標準処理期間の40日を超えることと、転用事業者が1社でございますので、前回2件で申請を上げていましたが、1件の申請として取り扱うということから、一旦取り下げをしまして、再度、次の総会にて審議をしてくださいとのことで、県の方から指導がございました、その関係で、今回の総会において再度審議をお願いするものがございます。

ご理解の上、ご審議くださいますようお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました、前回の総会で地元委員さんからの補足説明がありましたので、今総会では省略します。

何か質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

この問題は前回に説明がありましたので、説明する必要性はないのですが、ただその、農振地の除外という問題が、本当いうたら農振地域を早く除外して、申請するのが妥当ではないと、県の指導はどうなのですか。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

転用許可を迅速にするために、見込みがあれば平行して申請してもいいことになっています。

先月は、最終の事前協議が終わってから、申請を出してもらい受付をいしましたが、事務手続き上のずれが、生じてきたものですから、手続き自体はこれで良かったのですが、タイミングのずれで、期間40日をオーバーすることになったので、一端取り下げを行い、再度申請することになりました。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

再度、総会にかけないで、前ので、いいんじゃないの、議案としては。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

今回の申請は1件で3,000平米以上になり、常設審議会で審査することにもなりますので、再度の申請が必要となります。

議 長

他に質疑はないでしょうか。

議案第2号につきまして、賛否を問います、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、本議案ついて、許可相当とし当委員会の意見を付しまして県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第3号の非農地証明書交付願いについて、を議題とします、今回は1件の申請でございます、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の10ページをお開き願います、議案第3号「非農地証明書交付願い」でございます。

申出人は巖原町〇〇の〇〇さんで、椎根の畑1筆、田2筆でございます。位置図、写真等を11から16ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

16ページの椎根646番3の写真が不鮮明でありましたので、今日、1枚物の写真を追加で配布していますので参照をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(3番委員挙手)

3番 桐谷善明委員

3番の桐谷です、3号議案の補足説明を致します、去る25日午前8時半から農林しいたけ課の内山さんと本人の〇〇さんと私と3人の立会の中で現地調査を致しました。

〇〇さんは75歳で農業についてはリタイヤの状態です、先だつての農地の使用貸借でリタイヤをしたかった分けですが、耕作地の中で荒地がありまして、リタイヤ出来なかったというようなことで、今回の申請になっているわけですが、申請の中の〇〇字〇〇は3段畑になっております、面積は2、3畝の土地であります、

他2筆の田は、川の対岸にある農地で、農機具の搬入搬出が困難で、日当たりも悪く、耕作放棄地になっておりますので審議の程、お願いします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います、議案第3号につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成多数でございます。本案件は原案のとおり交付することに、決定いたします。

次に、議案第4号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定等について」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の17ページをお開き願います、議案第4号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定等について」を説明いたします。

「策定理由」を、読み上げますので、よろしく願いいたします。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第37条及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林水産省令第23号)第15条により、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況について、インターネット等により公表しなければならないことと、なっております。

よって、別紙のとおり、「平成28年度の目標、及びその達成に向けた活動計画(案)」及び「平成28年度農業委員会年間活動計画(案)」を提案するものであります。

次のページをお開き願います。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

ローマ数字の1、農業委員会の状況の中で、1 農家・農地等の概要、2 農業委員会の現体制を表示しています。

次のページをお開き願います。

ローマ数字の2、担い手への農地の利用集積・集約化で、1 現状及び課題、これまでの集約面積は69.8ヘクタール、2 平成28年度の目標及び活動計画で、目標集積面積は40ヘクタール、活動計画は4月から12月となっていますが、これから任期が満了するまで活動をお願いいたします。

ローマ数字の3、新たな農業経営体を営もうとする者の参入促進で、1 現状及び課題、2 平成28年度の目標及び活動計画は表示のとおりでございます。

ローマ数字の4、遊休農地に関する措置で、1 現状及び課題、遊休農地185ヘクタール、2 平成28年度の目標及び活動計画で解消面積19ヘクタールとし、活動計画を7月から8月としております。昨年までは7月から11月となっていました。短くなっておりますので、よろしく申し上げます。

ローマ数字の5、違反転用への適正な対応について の現状及び課題、そして目標案、及び活動計画案を上げております。

21ページをお開き下さい。

ここには年間活動計画としまして、重点活動方針と月別活動計画を提案しております。

重点活動方針といたしまして、1. 農地中間管理事業を活用した農地利用最適化の促進を図る。

2. 違反転用の防止、遊休農地の解消を図る。

また、月別活動計画におきまして、定例総会を毎月開催することになっておりますが、これは平成23年7月の第3回総会で決定していただきました、標準処理期間が28日と設定されました関係から、毎月開催の可能性がございますので、このように計画として上げておりますが、案件がなければ開催いたしませんので、ご了承ください。

また、本年度は農地利用状況調査が7月、8月と短いですが、農地集積活動については任期満了まで休みなくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました、質疑、ご意見等、ございませんか。

協議会に切り替えます。もう一度、農地利用状況調査について事務局より説明をお願いします。

(国、県の指導により7月、8月に農地の現地調査を行い、その結果で11月までに各農家に意向調査をするように成ったことを説明し、協力をお願いする。)

委員会総会に戻します。他に質疑が無いでしょうか。

(質疑なしの声あり)

それでは、議案第4号につきまして賛否を問います、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます。本案件は、承認することに決定いたします。

以上で、本日提案されました議案を、皆様方には慎重に、ご審議いただき無事、終了することが出来ました、ありがとうございました。

議 長

続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが、何かありませんか。

(事務局長挙手)

事務局長

先ほど、桐谷委員さんから質問がありました、現地立会を早くしてほしいとの要望がありましたので、お答えいたします。

28年度は定年退職者が多く、移動等もありまして、各部署とも職員数が少なくなっております、農林しいたけ課、各振興部も兼務の数が重なり、仕事量も多い状況であります、なるべく早く、各地区の農業委員との連絡、現地立会等を実施するように指導をしたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

議 長

よろしいでしょうか、他に無いでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

皆様に、お配りしております、平成28年度第1回対馬市農業委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数の検討会の内容についてでございますが、4月14日に各地区の代表農業委員さん6名と農業委員会事務局の2名で、峰行政サービスセンター2階会議室で検討会をいたしました。

検討会の内容としまして、農業委員の定数14名、推進委員の定数14名でご理解をいただいております。

農業委員は対馬市全体で14名とし、推進委員は旧町を地区単位とし、地区ごとに定数を決め全体で14名としております。

報酬につきましては、農業委員は現行どおりとし、推進委員は農業委員とあまり差が出ないように市長部局と協議したいと思っております。

以上でございます。

議 長

事務局長より、新制度による農業委員、推進委員の定数、報酬について説明がありました、これより協議会に切り替え、討議したいと思っております。

(農業委員の定数及び推進委員の定数並びに報酬につきまして、農業委員会としての案を承認してもらい、市町部局と協議することの了解をもらう。)

本会に戻します、委員の定数、報酬について質疑はありませんか。

他にありませんか。

(質疑無しの声あり)

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。 ありがとうございました。

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員
